

水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準の見直しについて

平成28年8月19日
水・大気環境課

【概要】

亜鉛含有量の排水基準について

- ・ 大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和50年福島県条例第18号。以下「上乗せ条例」という。）に基づく亜鉛含有量の暫定排水基準が、平成28年12月10日に適用期限を迎えるため、上乗せ条例に基づく亜鉛含有量の暫定排水基準を見直すものである。
- ・ また、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）に基づく亜鉛含有量の暫定排水基準についても、平成28年12月10日に適用期限を迎えるため、これとの整合性を図る必要がある。

1 上乗せ条例に基づく亜鉛含有量の排水基準について

- ・ 法第3条第3項では、都道府県知事が地域の实情に応じて法に基づく排水基準よりも厳しい基準（以下「上乗せ排水基準」という。）を定めることができる旨規定しており、本県では、県内の公共用水域の水質保全を積極的に図る観点から、昭和50年に上乗せ条例を制定し、上乗せ排水基準を設定している。
- ・ 法に基づく排水基準は、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質（カドミウム及びその化合物等28項目）及び水の汚染状態を示す項目（生物化学的酸素要求量等15項目、以下「生活環境項目」という。）に分かれている。
- ・ 生活環境項目である亜鉛含有量については、日平均排水量が50 m^3 以上の特定事業場に対して法に基づく排水基準が適用されるが、上乗せ条例においては、従来から日平均排水量が10 m^3 以上又は30 m^3 以上の特定事業場を対象として、水域及び業種ごとに上乗せ排水基準を定めている。
- ・ 平成18年12月に法に基づく排水基準が5mg/Lから2mg/Lに見直されたことにより、排水基準を直ちに達成することが困難と認められる10業種について、暫定排水基準が設定された。これを受け、県では平成19年3月に県内の全ての水域（上乗せ排水基準が1mg/Lであるいわき市地先海域を除く。）について、法に基づく排水基準と同じ2mg/Lを上乗せ排水基準に適用することとした。その際、法に基づく暫定排水基準が適用される10業種については、暫定上乗せ排水基準を設定し、適用期間を法と同様に5年間とした。
- ・ その後、平成23年12月に法に基づく暫定排水基準の適用業種の見直しが行われ、県においても暫定上乗せ排水基準の適用業種を見直した。現在は3業種（金属鉱業、電気めっき業及び下水道業）に対して、平成28年12月10日を適用期限として暫定上乗せ排水基準を設定している。

- ・ 今般、平成 28 年 12 月 10 日に 3 業種に係る暫定上乘せ排水基準が適用期限を迎えることから、暫定上乘せ排水基準の見直しを行うものである。

なお、法に基づく暫定排水基準についても、同じく適用期限を迎えることから現在見直しが進められている。

2 亜鉛含有量の排出実態について

亜鉛含有量の暫定上乘せ排水基準が適用される特定事業場は、平成 28 年 3 月 31 日現在、県内に 26 事業場（電気めっき業のみ）あり、過去の水質調査結果から上乘せ排水基準に対応することが困難な事業場があるため、当該事業場に対し必要な指導を行っている。

3 改正の内容

(1) 改正案

現行の暫定上乘せ排水基準を 5 年間（平成 33 年 12 月 10 日まで）の適用期限で延長する。

表 亜鉛含有量に係る暫定上乘せ排水基準の改正案 (単位：mg/L)

業種	水域※1	日平均排水量 (m ³ /日)	現行	改正案
			適用期間 H28. 12. 10 まで	適用期間 H33. 12. 10 まで
・ 金属鋳業 ・ 電気めっき業 ・ 下水道業（金属鋳業又は電気めっき業に属する特定事業場（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 12 条の 2 第 1 項に規定する特定事業場をいう。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件※3 に該当するものに限る。）	A 水域	30 以上	4	4
	B 水域	30 以上	2※2 又は 4	2※2 又は 4
	C 水域	10 以上	4	4
	D 水域	10 以上	4	4
	E 水域	30 以上	2	2
	F 水域	30 以上	4	4

※1 A 水域：阿武隈川及びこれに流入する公共用水域（猪苗代湖及び羽鳥湖を除く。）

B 水域：阿賀野川及びこれに流入する公共用水域（C 水域を除く。）

C 水域：猪苗代湖、田子倉湖及び羽鳥湖並びにこれらに流入する公共用水域

D 水域：いわき市地先海域及びこれに流入する公共用水域

E 水域：相馬市、南相馬市、相馬郡及び双葉郡の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域

F 水域：久慈川及び黒川並びにこれらに流入する公共用水域

※2 日橋川に係るもの

※3 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が2を超えることをいう。

$$\Sigma C_i \cdot Q_i \div Q$$

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

- C_i 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常値 (単位 1リットルにつきミリグラム)
- Q_i 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量 (単位 1日につき立法メートル)
- Q 当該下水道から排出される排出水の通常量 (単位 1日につき立方メートル)

(2) 改正の理由

- ・ 法に基づく暫定排水基準が適用される3業種については、亜鉛に係る排水濃度の低減に業界を上げて取り組んでいるが、亜鉛を主に扱う業種の特殊性や排水処理の困難性もあり、全体として上乘せ排水基準の達成には依然至っていない状況にある。
- ・ また、県内における亜鉛含有量の排水実態では、暫定上乘せ排水基準が適用される事業場の一部について、上乘せ排水基準に対応することが困難な事業場が存在するため、引き続き暫定上乘せ排水基準を設け、排水濃度が高い事業場に対して改善指導等を実施する必要がある。

(3) 施行予定日

公布の日から施行

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例
改正案

亜鉛含有量について

附則（平成 19 年条例第 19 号）

【現行】	【改正案】
1 (略)	1 (略)
2 附則別表の第二欄に掲げる施設の種 類に属する工場又は事業場に対する改 正後の大気汚染防止法に基づく排出基 準及び水質汚濁防止法に基づく排水基 準を定める条例(以下「改正後の条例」 という。)別表第二の 3 の表の排水基準 及びこれを適用する区域は、 <u>平成二十八 年十二月十日</u> までの間は、これを適用せ ず、それぞれ附則別表の第三欄に掲げる 各水域ごとの許容限度のとおりとする。	2 附則別表の第二欄に掲げる施設の種 類に属する工場又は事業場に対する改 正後の大気汚染防止法に基づく排出基 準及び水質汚濁防止法に基づく排水基 準を定める条例(以下「改正後の条例」 という。)別表第二の 3 の表の排水基準 及びこれを適用する区域は、 <u>平成三十三年 十二月十日</u> までの間は、これを適用せ ず、それぞれ附則別表の第三欄に掲げる 各水域ごとの許容限度のとおりとする。
3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)
附則別表 (略)	附則別表 (略)